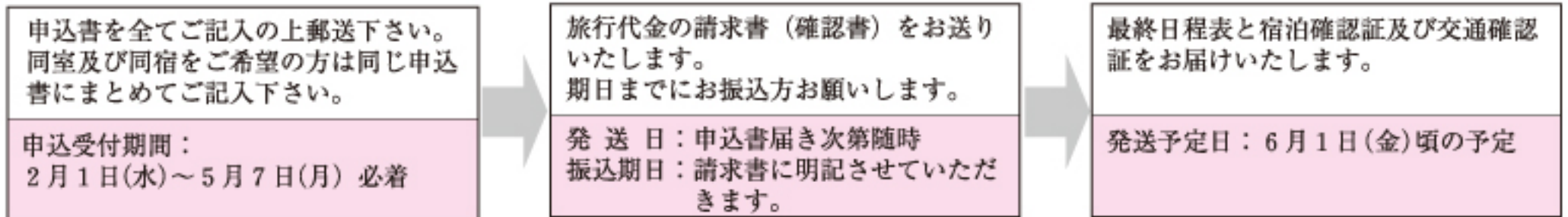


お申し込み手順と注意事項

FAXでの受付はいたしません。

変更・取消はFAX可。【営業時間後（17：30以降）及び土・日・祝の着信は翌営業日のお取り扱いとなります。】



ご旅行条件（要約）

必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認下さい。

●募集型企画旅行契約

この旅行は㈱JTB西日本（大阪府中央区久太郎町2-1-25 観光庁長官登録旅行業第1768号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- （1）所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- （2）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金（旅行代金全額）を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申し込みが実際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お1人様）
起算してさかのぼる前日	1. 21日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 20日目にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の20%
	3. 7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5. 当日の解除（6を除く）	旅行代金の50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※下見バス・応援バス・オプションツアーの解除
 ●催行日の3日前にあたる日以降 各代金の20% ●催行日の前日以降 各代金の40% ●旅行開始後、又は無連絡不参加の場合100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

- （コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）
- ・食事条件：行程表に記載のもの、のみ含みます。
 - ・最小催行人員：各コース15名以上。（お客様が最小催行人員に満たない場合には旅行を中止することがあります。この場合には、旅行開始日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前にご連絡し、お客様から当社がお預かりしている旅行代金全額をお返しいたします。）

- ・変更：募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送期間について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- ・免責：お客様が以下の事由により損害を受けられた場合は賠償の責任を負いません。
 ■天災地変、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 ■運送・宿泊機関の事故もしくは火災又は、これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 ■日本の官公庁の命令または伝染病による隔離。
 ■自由行動中の事故・食中毒・盗難。
 ■運送機関の遅延、不備またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
 死亡補償金：1,500万円
 入院見舞金：2～20万円
 通院見舞金：1～5万円
 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱いについて

- （1）当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- （2）当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2012年1月1日を基準としています。又、旅行代金は2012年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施 JTB西日本 観光庁長官登録旅行業第1768号 (一社)日本旅行業協会正会員

JTB西日本 神戸支店 法人営業部内 (JTB西日本 スポーツデスク)

TEL:078-366-6169 / FAX:078-366-5111 / E-mail:nishinohon_sports@west.jtb.jp

http://www.jtb.co.jp/shop/kobe/info/sportsdesk/

JTB西日本スポーツデスク

検索

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3 ハーバーランドセンタービル9F

営業時間：平日9:30～17:30(土・日・祝休業)

総合旅行業務取扱管理者：鹿又 裕之
担当：隠岐の島ウルトラマラソンデスク

「総合旅行業務取扱管理者」とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関しご不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。